

動物愛護管理法の改正を求める意見書

人と動物との関係を定めた動物愛護管理法は、人と動物が共生する社会の実現を目指すこととしている。動物は人の生活を豊かにし、ペットを飼うと心も体も健康になると言われている。しかし、いまだに動物虐待のニュースは後を絶たず、また、年間8万頭以上の犬猫が自治体で殺処分されている。まだまだ人と動物が本当に共生している状態とは言えない。

したがって、人と動物が本当の意味で共生できる社会を目指し、現在の動物愛護管理法では不十分な部分、具体的には、動物を飼養、管理する者の責務の強化、動物取扱業者の責任のあり方、動物に不必要な苦痛を与える虐待行為に対する罰則の強化などが必要である。

よって、本市議会は、人と動物の共生を目指し、動物愛護管理法のあり方について検討を行うとともに不十分な部分についての改正を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月24日

内閣総理大臣
総務大臣 殿
環境大臣

座間市議会議長 京 免 康 彦